

回 覧 平成30年8月15日(三股町)代表 ☎ 52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう



【分類】	【No.】	【内容】
<募集>	表紙	◆町成人式の実行委員を募集しています
	1	◆ふるさとまつりの「サンバカーニバル」参加団体、「フリーマーケット」出店者、「キッズダンスフェスタ」参加団体を募集します
	2	◆町文化の祭典「童謡まつり」の参加者を募集します
<催し>	2	◆「第134回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します
<お知らせ>	3	◆四半的弓道の体験講習会を開催します ◆国際理解講座「トラベル・ザ・ワールド(ベトナム編)」を開催します
	4	◆家内労働(内職)情報をお知らせします
<保健と福祉> (高齢者)	4	◆パソコン基礎講習の受講者を募集します
<農林畜産業関連>	5	◆9月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容のお知らせ ◆毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
	6	◆農地の相続手続きはお済みですか? ◆農地利用状況調査(農地パトロール)を実施します
<相談>	7	◆「行政相談」を実施します ◆「人権相談」を実施します
	8	◆「こころの健康相談」を実施します ◆町福祉・消費生活相談センター 「消費生活無料法律相談」を実施します
	9	◆「無料法律相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



募 集

◆ 町成人式の実行委員を募集しています

町では、平成31年1月5日(土)実施予定の成人式の企画・運営を行う実行委員を募集しています。自分たちの手で心に残る成人式をつくってみませんか。

性別は問いません。やる気のある皆さんの応募をお待ちしています。

【平成31年 町成人式実行委員募集内容】

■募集人数 = 10人程度

■年 齢 = 平成31年4月1日までに20歳になる人と19歳になる人

■内 容 = ①10月から夜に数回集まり、成人式の企画・運営などを話し合います(会議の日は実行委員の都合を考慮して決定します)  
②参加者の中心となって、当日の式典運営を行います

■募集締切 = 9月7日(金)



※お申し込み・お問い合わせは、  
教育委員会 教育課 生涯学習係(町中央公民館内)  
☎: 52-9311(直通)にお願いします。

# 「ふるさとまつり」参加者・出店者募集!

## ◆「サンバカーニバル」参加団体を募集します

毎年恒例の三股町ふるさとまつりの「サンバカーニバル」に参加してみませんか?

皆さんの参加をお待ちしています。

- 日 時 = 11月10日(土) 正午～午後1時30分(予定)
- 内 容 = 「サンバ調三股ばやし」の音楽に合わせてステージで踊ります。振り付けは自由です。趣向を凝らしてご参加ください。  
※ステージ上での演技のみです。  
※「サンバ調三股ばやし」のCDは貸し出しできます。
- 参加資格 = 保育園・認定こども園・学校・職場・家族・民主団体、スポーツクラブ、地区など10人以上であればどんな団体でも参加できます。※ただし、町内の団体に限りです。
- 参加賞 = 1団体につき 15人以上…1万5千円  
10人以上15人未満…1万円
- 申込期間 = 9月3日(月)～25日(火)まで  
※先着順で25団体までとします。

## ◆「フリーマーケット」出店者を募集します

- 日 時 = 11月10日(土) 正午～午後5時  
11月11日(日) 午前9時～午後5時
- 場 所 = ふるさとまつり会場内(「元気の杜」芝生広場内) ※予定
- 申込期間 = 9月3日(月)～25日(火)まで  
※小間数に限りがありますので早めにお申し込みください。  
※町外者の申し込みは9月14日(金)から受け付けます。
- 小間料 = 会場使用料…1区画当たり1日500円(前金制。受付時にお支払ください)  
※未成年者の出店は、保護者の同意が必要です。  
※出品物には条件があります。  
※小間の申し込み数は両日1区画を原則とします。

## ◆「キッズダンスフェスタ」参加団体を募集します

ダンスに取り組んでいる小学生・中学生・高校生の皆さん。

日ごろの練習の成果を披露してみませんか?ふるさとまつりのステージで若いエネルギーを爆発させてください!希望する団体は、同実行委員会までお申し込みください。

- 日 時 = 11月11日(日) ※時間は未定
- 参加資格 = 出演者の中に町内在住のメンバーがいること。
- 演技時間 = 演技時間は3分程度とします。  
※インタビュー・入退場を含め5分程度
- 選考方法 = 先着10組までとします。ただし、参加希望団体が多いときは、同じ団体・教室から複数のグループの参加は制限することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 参加費 = 無料
- 申込期間 = 9月3日(金)～25日(火)まで



※お申し込み・お問い合わせは、  
ふるさとまつり実行委員会事務局  
(企画商工課 企画商工係内 3階 ⑪番窓口)  
☎: 52-9084 にお申し込みします

## ◆ 町文化の祭典「童謡まつり」の参加者を募集します

平成31年2月9日(土)に開催される「三股町文化の祭典」の第1部「童謡まつり」で、童謡や唱歌を歌う参加団体を募集します。「歌いたい」という気持ちがあれば、誰でも参加できます。年齢・性別は問いません。気軽にお申し込みください。

### ■ 申込期限 = 9月15日(土)

※団体名・代表者名・住所・電話番号を明記して、ファクスまたは郵送で送付、もしくは文化会館窓口まで提出してください。

※申し込みは先着順です。早めにお申し込みください。

### ■ 参加条件

#### 【定員】20組

- ① 曲は童謡または唱歌(※生演奏・アカペラのみでの参加も可)
- ② 2人以上での合唱
- ③ 出演時間は1団体5分程度(予定)
- ④ 2回のリハーサルに必ず参加できる団体
  - 1回目(1月下旬)…団体別・舞台リハーサル
  - 2回目(2月2日(土)午前中)…本番前・総合リハーサル

※出演予定、リハーサル・本番のスケジュールなどは、10月中に連絡します。

その他、ご不明な点などありましたら、気軽にお問い合わせください。



※お申し込み・お問い合わせは、

町立文化会館 ☎ : 51-3462 ファクス : 51-3561  
にお願いします。

催し

## ◆ 「第134回みまたん駅前よかもん市(朝市)」を開催します

期 日	8月26日(日) 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します(荒天中止) 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時~10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 (JR三股駅東隣)

今月も皆さんに楽しんでもらえるようなイベントを企画中です!

もちろん、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品もたくさん販売されます。さらに、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者から提供された商品が当たるお楽しみガラポン抽選会も行います。

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか?たくさんのご来場を心からお待ちしています。

### ●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

### ●お楽しみガラポン抽選会

3店舗分のポイント引換券を集めると、ポイント引換所で1回ガラポン抽選ができます。空くじなしの運試し!

※抽選会は、8時30分~10時ごろまで実施します。

★詳細は、チラシまたは、町物産館「よかもんや」までご確認・お問い合わせください。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。  
※新規出店者も募集しています。

※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館「よかもんや」へ

■主催 みまたん駅前よかもん元氣会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」

☎ : 52-3131

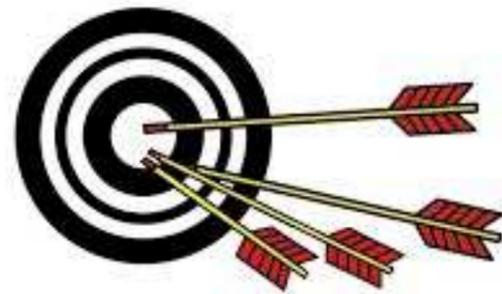
町物産館よかもんや公式サイト <http://mimatan.com/>  
にも情報を掲載しています。



### ◆ 四半的弓道の体験講習会を開催します

「三股町四半的弓道体験講習会」を開催します。  
興味のある人はぜひご参加ください。

- 実施期日 = 毎週火曜日・木曜日 午後1時～4時（9月から開始）
- 実施場所 = 町四半的弓道場（町中央公民館東側）
- 対象者 = 年齢・経験・性別に関係なく誰でも参加できます
- 参加費 = 無料
- 服装 = 運動に適した服装でお越してください。なお、道場内では靴下または白足袋の着用をお願いします
- 主催 = 町四半的弓友会
- 申し込み = 随時受け付けています



※ お問い合わせ・お申し込みは、  
町四半的弓友会 代表 高田那正  
☎：52-3319 にお願ひします。

### ◆ 国際理解講座「トラベル・ザ・ワールド（ベトナム編）」を開催します

現在、本町と都城市に暮らす外国人で、最も多いのはベトナム人です。  
そこで、都城国際交流協会では、ベトナムのことをもっと広く知っていただくために、国際理解講座（ベトナム編）を開催します。  
講座では、ベトナムの紹介を聴いたり、簡単なベトナム語のあいさつや会話を学ぶことができます。  
また、飲み物の試飲（ベトナム産コーヒーの試飲を予定）や、民族衣装の試着体験も予定しています。  
皆さまの参加をお待ちしています。

- 開催日時 = 9月2日（日）午後2時～3時30分
- 場所 = <sup>まるまる</sup>Mallmall（都城市中町16街区15号）  
未来創造ステーション 会議室1
- 参加料 = 無料
- 定員 = 30人程度（事前の申し込みが必要です）



※お申し込み・お問い合わせは  
都城国際交流協会までご連絡ください。  
☎：23-2295  
E-mail [mia@btvm.ne.jp](mailto:mia@btvm.ne.jp)  
にお願ひします。



## ◆ 家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

### ◎ 家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあるため、その他の求人条件が加わることがあります。

8月1日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
ソックスかがり縫い (ほつれの修繕など)	北諸、都城市、小林市	1ダース(12足:24枚) 400円~450円
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
部品組立、部品外観検査(キズ汚れなど)	三股町、都城市	1個 0.3~1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円~
ブレザーボタン付け・しつけ縫い他	三股町、都城市	1ヶ所 10円~
縫製後の糸切りまとめ作業 (ループ、まつり、ボタン付け、肩パット付け)	三股町、都城市とその近辺	4円~ (宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる)
自動車用ハーネスのサブ作り	A:三股町、都城市とその近辺 B:三股町、都城市	A・Bともに 1本 4~20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万~4万5千円

### ◎ 事業所の人へ

#### 家内労働に適したお仕事はありませんか？

内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。

#### ※お問い合わせは

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号  
宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス:25-0300  
相談日:月曜~金曜日(土曜・日曜・祝日は休み) 相談時間:午前9時~午後5時  
詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索



## 保健と福祉（高齢者）

## ◆ パソコン基礎講習の受講者を募集します

就職につながる基本的なパソコン操作(エクセル・ワード)に加え、就職活動能力を高める実践練習などを行い、さまざまな職場への就職を目指すパソコン基礎講座の受講生を募集します。

■講習期間 = 9月18日(火)~9月28日(金)

(土曜・日曜を除く8日間)

※時間など詳しくはお問い合わせください。

■締切日 = 9月4日(火) 必着

■募集人員 = 10人

■実施場所 = 南九州大学都城キャンパス

(都城市立野町3764-1)

■受講料 = 無料

■対象者 = 就職を目指している55歳以上の人

※ハローワークの求職登録が必要です。

■申込方法 = ハローワーク都城、町シルバー人材センターに置いてある申込書を、県シルバー人材センター連合会宛てに郵送またはファクスでお申し込みください。受け付け後、受講者選考を行います。



※お申し込み・お問い合わせ先は、

公益社団法人宮崎県シルバー人材センター連合会

宮崎市瀬頭2丁目6番14号

☎:0985-31-3775、ファクス:0985-31-3776

にお願いします。

◆ 9月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容のお知らせ

使用済みのプラスチックは、排出業者（農業者）の責任で適正に処理することが義務付けられています。

☆9月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	9月5日（第1水曜日）・9月19日（第3水曜日） 《午後1時30分～3時》 ★雨天時は中止になる場合があります。 ★この日時以外は受け入れできませんので、ご注意ください。
場 所	町最終処分場（グリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 <b>種類別・色別に分別</b> して20kg程度にひもなどで縛って搬入してください。
処理料金	塩化ビニル・・・1kg当たり 6円 ポリ系・・・1kg当たり 23円 硬質プラスチック類・・・1kg当たり 41円
注意事項	★処理料金は <b>現金支払い</b> です。 ★ <b>印かん（認め印可）</b> をお持ちください。 ★ <b>処分場内は徐行運転で走行</b> してください。



※町では表の日時・場所のみで処分できます。

都城市で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持って行くことはできません。

◆ 農業用廃棄ビニール処理量のポイント化による町商品券交換事業を実施しています

農家の皆さんへ

町農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会では、農業用廃プラスチック類（ビニールなど）の「再生処理利用」を目的とした排出処理をさらに促進するため、皆さんが処理した量をポイント化し、**累積したポイント数に応じて「三股町商工会オリジナル商品券」に交換**します。

農業用廃棄ビニールなどの不法焼却・不法投棄は法律で禁止されています。適正処理への認識を高めるとともに、この事業に積極的にご参加ください。

◎事業の対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- ①農業を営み、町内に住んでいること。
- ②処理日、場所や分別などを守ること。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。



◆ 畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

現在、海外では口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザの発生事例が次々に報告されています。伝染病に対する防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、付着したウイルスの侵入を防ぎましょう。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③夏季休暇での海外渡航は自粛しましょう

農場の従業員を含め、口蹄疫が発生している国への渡航は極力控えてください。やむを得ず海外渡航した場合は、帰国後一週間は農場や畜舎に立ち入らないでください。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、畜産振興係で配布しています。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。

## ◆ 農地の相続手続きはお済みですか？

農地の所有者が亡くなると、その農地を相続する人の名義に変更するために「**相続登記**」が必要になります。**相続登記**をしないで放っておくと、仮に所在不明の相続人がいた場合、すぐに登記を含めた相続の手続きができずに、相続分を確定することが困難になります。

また、多くの時間が経過してしまうと「誰が相続人になるのか」など、調査だけで相当の時間がかかり、相続登記費用や手数料も高額になってしまいます。

農地を売りたいと思ったときに、すぐに売ることができない事態になりますので、**速やかに相続の手続きを行ってください。**



### 《相続など農地を取得した場合の届け出について》

平成21年の農地法の改正で、相続・遺産分割・包括遺贈・時効取得などで農地の権利を取得した場合は、農業委員会に届け出ることが必要となりました。

通常、売買などで農地を取得する場合は、農地法第3条の許可が必要ですが、相続などの場合は3条許可を必要としないため、農地を取得した場合はその農地がある農業委員会にすみやかに届け出る必要があります。届け出をしなかったり、虚偽の届け出をすると罰則がありますので、ご注意ください。

※お問い合わせは、

三股町農業委員会（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9087 ファクス：52-9762

にお願いします。

## ◆ 農地利用状況調査（農地パトロール）を実施します

町農業委員会の活動計画の一環として、毎年8月中旬から農地利用状況調査（農地パトロール）を行い、農地の違反転用と遊休農地の発生防止に取り組みます。

具体的には次のような現地調査を年間に複数回行います。

- ・農地の違反転用の実態を把握し、違反転用者には農地への回復などの指導、勧告を実施します。
- ・遊休農地などは所有者（管理者）に今後の意向調査を行い、農地の再生や農地利用計画書の提出などの指導を実施していきます。

農地パトロールでは、調査のため農地などに調査員が立ち入りますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 【農地利用状況調査（農地パトロール）に関するQ&A】

#### ◎遊休農地とは？

耕作（農産物の作付け）を一年以上行っておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地。また、周辺の農地と比べて著しく耕作されていない農地（農業委員会が判断します）のことをいいます。

#### ◎なぜ調査が必要なの？

農地は耕作をやめて数年経過すると、原形を失うほどに荒れて、耕作できる状態に戻すためには大変な労力がかかります。

また、農地の適正な管理を怠ると、雑草が茂って害虫などの温床となるだけでなく、粗大ゴミや産業廃棄物の不法投棄による悪臭や汚水の発生源となります。

火災発生の原因となるなど、近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑になる可能性があります。それらを未然に防ぐ目的で行う必要があります。

適切に農地を管理して、持続可能な耕作（農産物の作付け）を心がけましょう。



※お問い合わせは、

農業委員会（3階 ⑫番窓口）

☎：52-9087（直通）にお願いします。

## ◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いたうえで、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか。相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守ります。

「行政相談」を次のとおり実施しますので、気軽にご相談ください。

期 日	9月3日(月)	9月18日(火)
相談委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	おおむら たみよし 大村 田三吉
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

◎相談委員は、変更になる場合があります



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ⑦番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

## ◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブル、金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

### ■特設人権相談

期 日	9月5日(水)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相談員	ばば しんご たけのした ようこ 馬場 真吾、竹之下 洋子 <u>※相談員は、変更になる場合があります</u>

### ■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相談員	人権擁護委員・法務局職員



※お問い合わせは、

・特設人権相談：総務課 行政係（2階 ⑦番窓口）

☎：52-1112（直通）

・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局

☎：22-0490 をお願いします。

## 相談

### ◆「こころの健康相談」を実施します

都城保健所では、地域住民が精神科医師に相談することができる「こころの健康相談」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	9月20日(木)、10月18日(木)
時 間	午後1時30分～4時
場 所	都城保健所(都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師への相談が必要だと判断された人。 家族や関係者からの相談も受け付けます。
相談内容	(1)引きこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなど (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など、精神保健一般に関する事 (3)アルコール依存、薬物問題、そのほかの依存に関する事
相談体制	予約制(1日の相談は3人まで) ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください
料 金	無料



※お申し込み・お問い合わせは、  
都城保健所 健康づくり課  
☎：23-4504 にお願ひします。

### ◆ 町福祉・消費生活相談センター 「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、弁護士による「消費生活無料法律相談」を次の日程で計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	9月21日(金)
時 間	午後1時～4時
場 所	都城市消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 個人の秘密は固く守られます。
申込方法	・相談内容を把握するため、必ず開催日の前々日までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費者生活に関する法律相談ですので、個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外です。 ・日程は都合により変更する場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※お申し込み・お問い合わせは、  
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999  
都城市消費生活センター ☎：23-7154



## ◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。相談は無料ですので、気軽にお申し込みください。

期 日	9月18日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめ事など、法律上のさまざまな相談・悩み事に対して、司法書士が適切に回答します。
申込方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談希望者は早めに電話で申し込むか、直接来館してお申し込みください。秘密は固く守られます。

※お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 にお申し込みします。



## ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題についての相談を受け付けています。

また電話での相談も行っています。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎：52-1246 にお申し込みします。